

議第94号

通称を命名する権利の付与の対象とする施設について（京都市宝が池公園運動施設フットサルコート）

通称を命名する権利の付与の対象とする施設を次のように定める。

平成30年 5月17日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

名 称	京都市宝が池公園運動施設フットサルコート
位 置	京都市左京区松ヶ崎東池ノ内町2番地

提案理由

京都市宝が池公園運動施設フットサルコートを，通称を命名する権利の付与の対象とする必要があるので提案する。